

人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況

富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和3年度における富山市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和4年4月1日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 3 年	令和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	21 人	22 人	1 人	事務執行体制の充実
		総務企画・税務	661 人	656 人	▲5 人	事務の統廃合縮小等
		民生・衛生	1,055 人	1,076 人	21 人	事務執行体制の充実
		商工・労働	57 人	59 人	2 人	
		農林水産	103 人	101 人	▲2 人	事務の統廃合縮小等
		土 木	243 人	238 人	▲5 人	
		計	2,140 人	2,152 人	12 人	<参考> 人口 1 万当たり職員数 52.46 人 (中核市人口 1 万当たり職員数 46.78 人)
	教育部門		408 人	380 人	▲28 人	事務の統廃合縮小等
	消防部門		466 人	464 人	▲2 人	
	小 計		3,014 人	2,996 人	▲18 人	<参考> 人口 1 万当たり職員数 73.04 人 (中核市人口 1 万当たり職員数 64.31 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		786 人	778 人	▲8 人	事務の統廃合縮小等
	そ の 他		273 人	270 人	▲3 人	
	小 計		1,059 人	1,048 人	▲11 人	
合 計			4,073 人 (4,817 人)	4,044 人 (4,817 人)	▲29 人	<参考> 人口 1 万当たり職員数 98.58 人

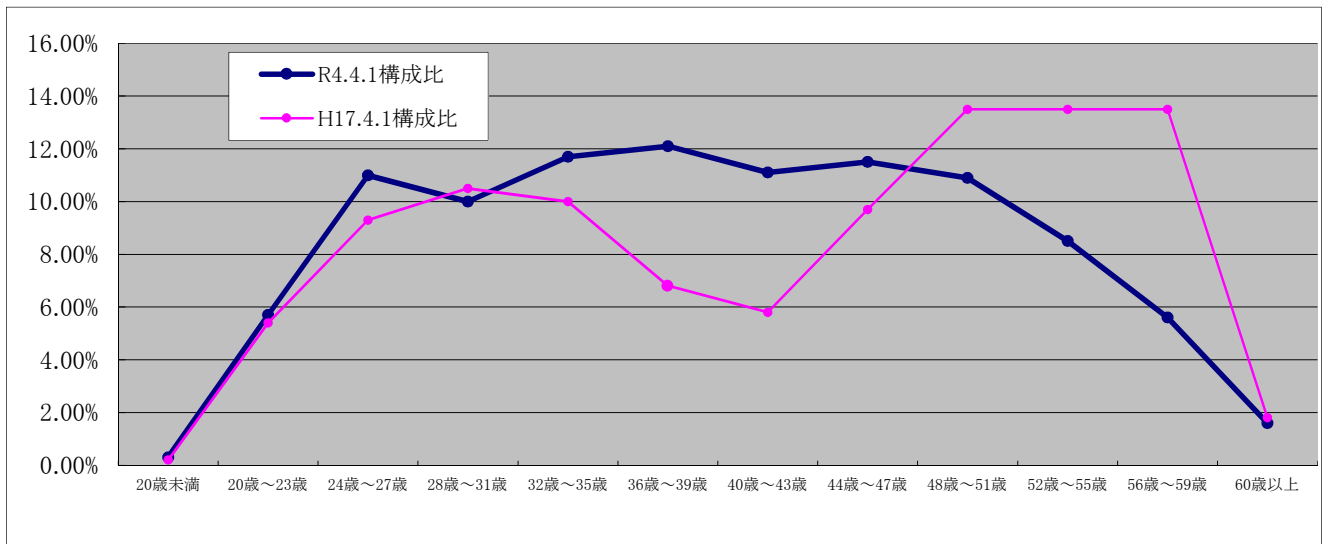
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、退職者、財団等への派遣職員などを含み、他の自治体等への派遣者（市で給与を支給しない場合に限る。）を除いてあります。

2 普通会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。

3 公営企業等会計部門のその他には、上下水道事業、国民健康保険事業等を含みます。

4 () 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



(令和4年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 13	人 231	人 443	人 402	人 474	人 489	人 448	人 466	人 441	人 344	人 227	人 66	人 4,044
比率	% 0.3	% 5.7	% 11.0	% 10.0	% 11.7	% 12.1	% 11.1	% 11.5	% 10.9	% 8.5	% 5.6	% 1.6	% 100.0

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,027	2,039	2,050	2,094	2,140	2,152	125 (6.1%)
教 育	406	403	404	410	408	380	▲26 (▲ 6.4%)
消 防	462	465	466	464	466	464	2 (0.4%)
普通会計部門計	2,895	2,907	2,920	2,968	3,014	2,996	101 (3.4%)
公営企業等会計部門計	1,007	999	1,062	1,064	1,059	1,048	41 (4.0%)
総合計	3,902	3,906	3,982	4,032	4,073	4,044	142 (3.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 採用の状況

区 分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合 計
令和4年度	59 人(12 人)	52 人(20 人)	12 人	11 人(2 人)	134 人(34 人)

(注) () 内の人数は、選考採用の人数で内数です。

(5) 退職の状況

区 分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合 計
令和3年度	58 人	68 人	13 人	16 人	155 人

(6) 再就職の状況

区 分	令和3年度 定年退職者	再就職者	内 訳			
			市特別職	市再任用 嘱託等	市出資法人 (50%以上)	その他法人等
部長級	9 人	8 人	0 人	1 人	6 人	1 人
部次長級	9 人	5 人	0 人	3 人	1 人	1 人
課長級	5 人	4 人	0 人	4 人	0 人	0 人
合 計	23 人	17 人	0 人	8 人	7 人	2 人

(注) 令和3年度に課長級以上の職員で、定年により退職した職員のうち、令和4年7月1日現在で再就職している者の状況です。

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B／A）	（参考） 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	411,222	193,502,159	3,432,879	25,952,650	13.4	12.0

（注）1 人件費には、一般職に支給される給与・退職手当・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 住民基本台帳人口は、令和4年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

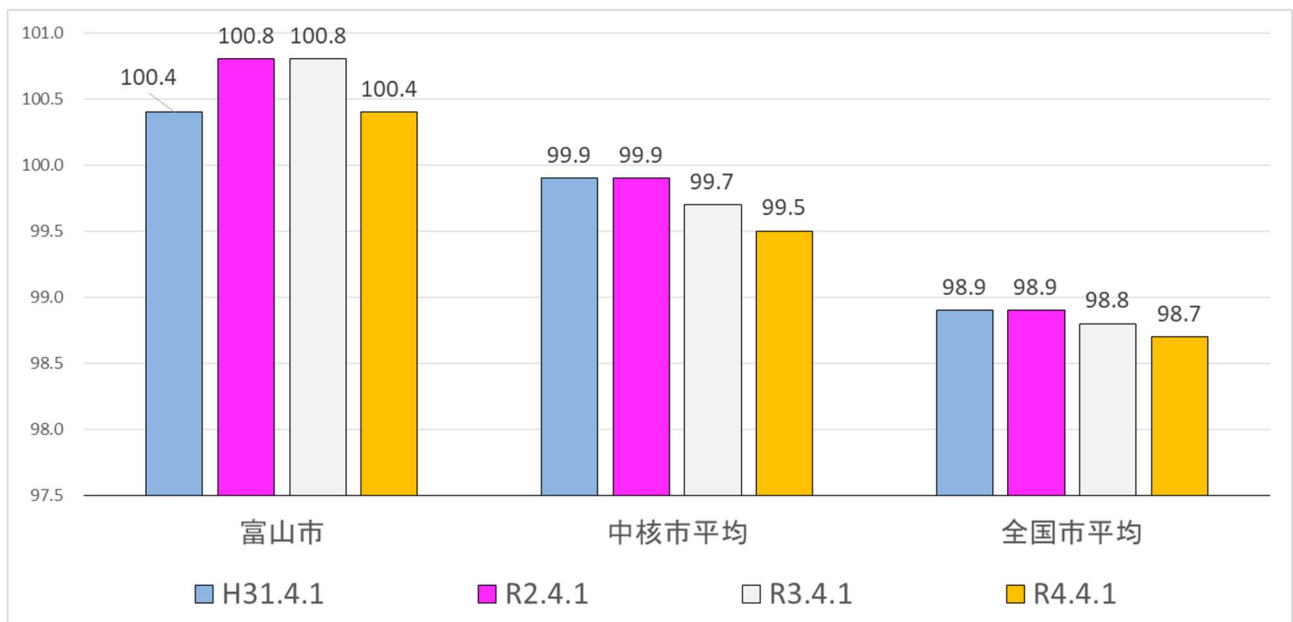
区 分	職員数 （A）	給 与 費				一人当たり 給 与 費 （B／A）
		給料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計（B）	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	3,014	11,024,947	2,516,350	4,248,567	17,789,864	5,902

（注）1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和4年4月1日現在）



（注）1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数をいいます。

2 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については最大2%程度引下げ。高齢層については最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保から5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び富山市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、富山市においても3%を支給。
(実施時期) 今回の見直しによる支給割合の変更はありません。

(参考)

	平成26年度 の 支給 割合	平成27年度 の 支給割合		平成28 年度の 支給 割合	平成29 年度の 支給 割合	平成30 年度の 支給 割合	令和元 年度の 支給 割合	令和2 年度の 支給 割合	令和3 年度の 支給 割合	令和4 年度の 支給 割合
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準 による 支給割 合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
富山市 の支給 割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)
富山市	41.3 歳	324,700 円	405,500 円	363,893 円
富山県	43.5 歳	322,898 円	395,443 円	352,170 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
中核市	42.0 歳	318,322 円	407,946 円	363,649 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。(以下、同様です。)

2 「平均給与月額（給与実態調査ベース）」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。(以下、同様です。)

3 一般行政職とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員であり、富山市では一般職給料表適用者のうち、税務・保育・医療業務以外の職務についている職員をいいます。(以下、同様です。)

②技能労務職

区 分	公務員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース) (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富山市	47.6 歳	338 人	282,400 円	324,579 円	299,576 円	----	----	----	----
うち調理員	48.3 歳	105 人	285,100 円	305,902 円	295,948 円	飲食物調理従事者	43.6 歳	252,600 円	1.21
うち清掃職員	46.3 歳	91 人	276,500 円	348,928 円	298,208 円	廃棄物処理業	47.0 歳	306,000 円	1.14
うち用務員	49.3 歳	53 人	291,500 円	327,211 円	314,801 円	他に分類されない 運搬・清掃・包装等 従事者	49.1 歳	236,600 円	1.38
うち自動車運転手	54.1 歳	17 人	295,500 円	359,205 円	315,423 円	乗用自動車 運転者（タクシー運 転者を除く）	62.9 歳	190,700 円	1.88
富山県	58.6 歳	15 人	269,987 円	305,056 円	276,227 円	----	----	----	----
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	----	328,416 円	----	----	----	----
中核市	50.5 歳	193 人	321,523 円	379,807 円	352,752 円	----	----	----	----

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
富山市	5,219,348 円		
うち調理員	4,980,824 円	3,372,400 円	1.48
うち清掃職員	5,484,636 円	4,266,500 円	1.29
うち用務員	5,347,532 円	3,187,900 円	1.68
うち自動車運転手	5,598,560 円	2,499,000 円	2.24

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和元～3年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	45.8 歳	371,900 円	423,701 円
富山県	45.5 歳	370,636 円	414,919 円
中核市	46.2 歳	382,485 円	448,825 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	39.7 歳	312,100 円	382,965 円
富山県	41.9 歳	348,797 円	382,298 円
中核市	39.0 歳	307,316 円	360,744 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	38.0 歳	310,100 円	399,785 円
中核市	38.7 歳	305,482 円	404,212 円

(6) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		富山市	富山県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	139,900 円	—
消 防 職	大学卒	215,800 円	—	—
	高校卒	176,500 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	264,080 円	366,103 円	392,855 円	401,992 円
	高校卒	—	305,500 円	360,700 円	371,225 円
技能労務職	高校卒	202,138 円	264,040 円	292,509 円	311,964 円
消 防 職	大学卒	272,613 円	341,475 円	401,100 円	—
	高校卒	250,250 円	312,200 円	360,033 円	386,145 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

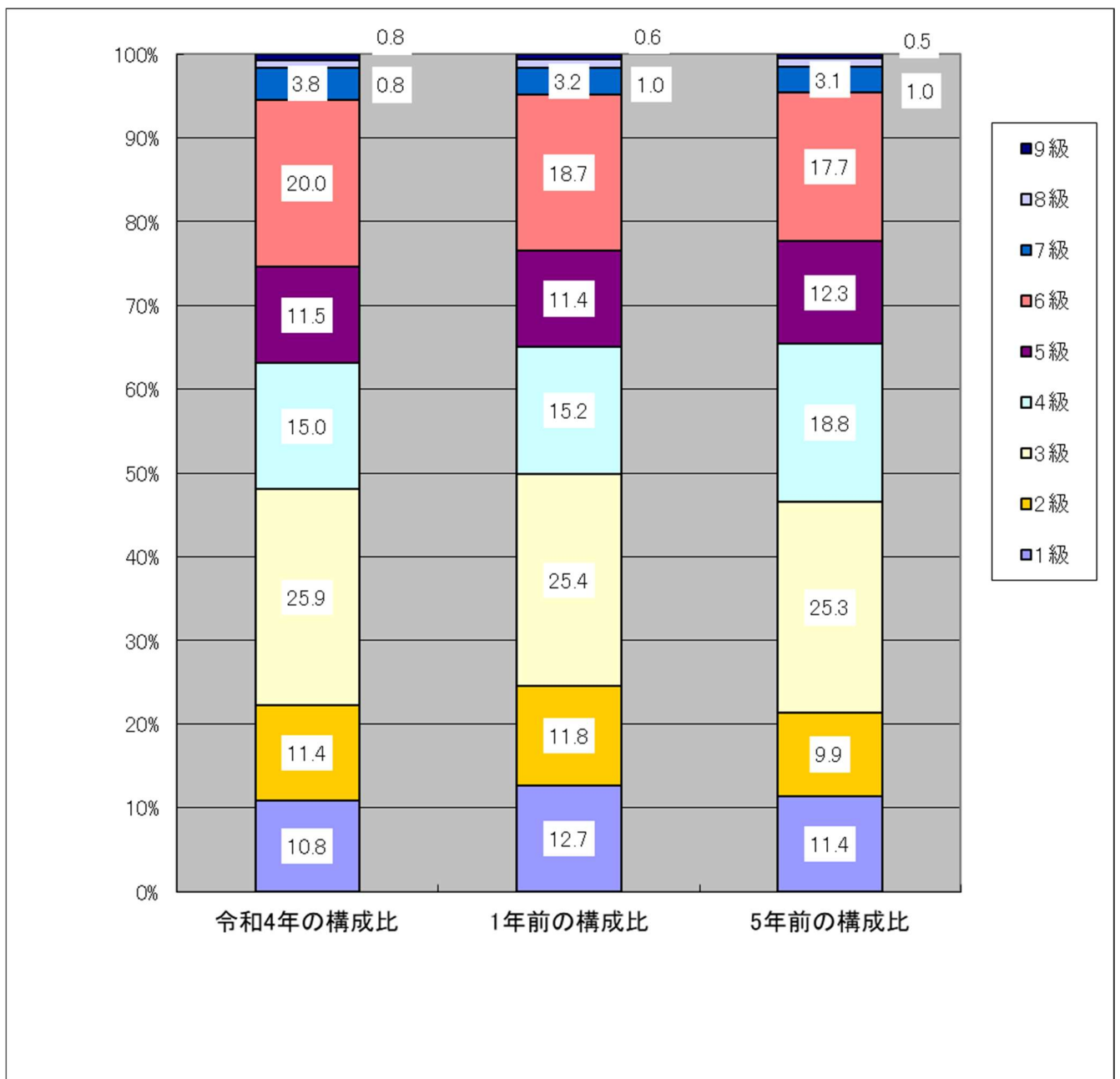
（注）該当者がいない場合は「—」になっています。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

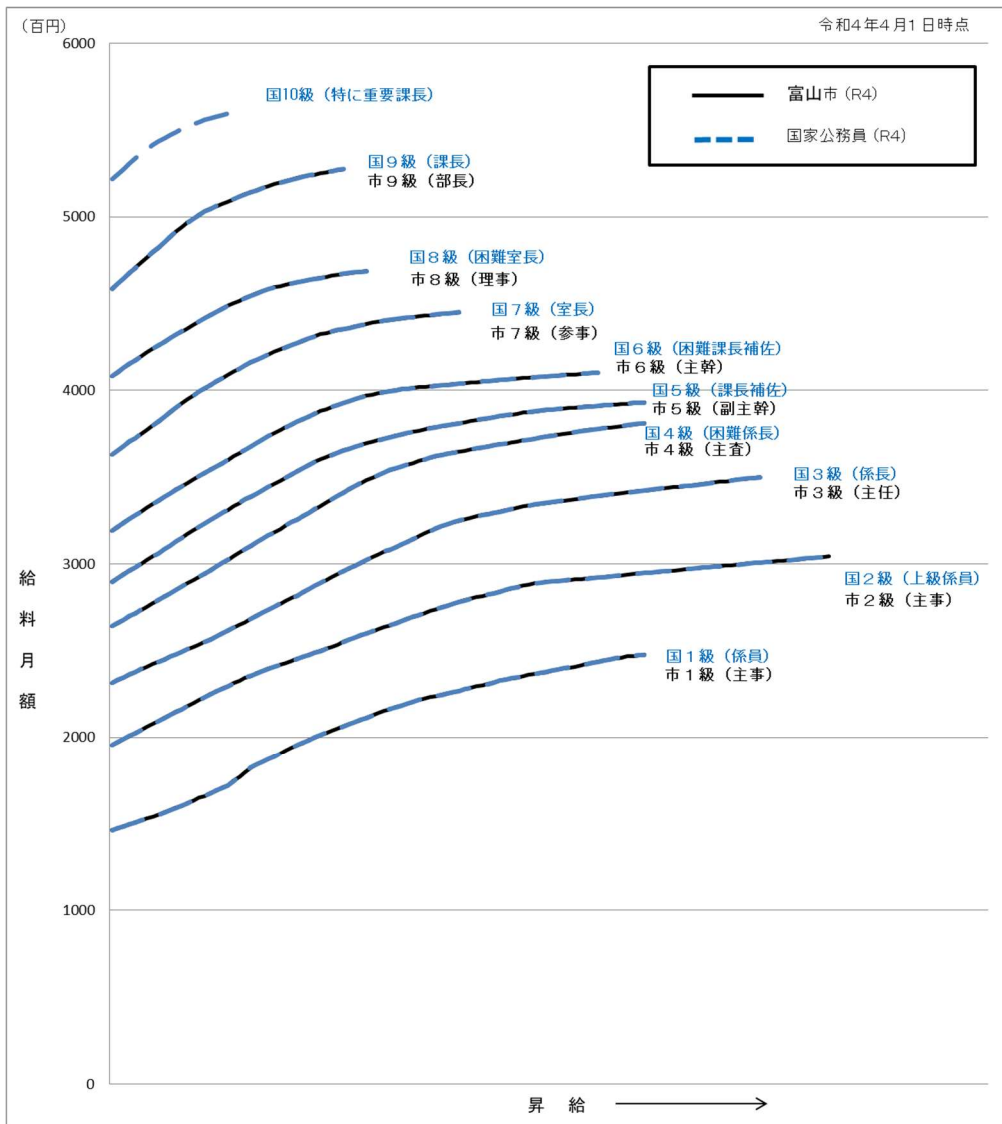
区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	部次長 参事	部長 理事	部長
職員数(人)	157	167	377	218	168	292	56	11	12
構成比(%)	10.8	11.4	25.9	15.0	11.5	20.0	3.8	0.8	0.8
1号給の 給料月額(円)	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
最高号給の 給料月額(円)	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500

(注) 1 富山市職員の給与に関する条例に基づく一般職給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(10) 昇給への人事評価の活用状況（富山市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分		○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(1 1) 職員手当の状況

①期末・勤勉手当

富山市	富山県	国
1人当たりの平均支給額 (令和3年度) 1,300千円	1人当たりの平均支給額 (令和3年度) 1,556千円	—
(令和3年度支給割合) ・期末手当 2.4月分 ・勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(令和3年度支給割合) ・期末手当 2.4月分 ・勤勉手当 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(令和3年度支給割合) ・期末手当 2.55月分 ・勤勉手当 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階による加算措置 5～10%

(注) 1 管理職を除く支給状況です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

3 上下水道事業、病院事業以外の状況です。(以下、同様です。)

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(富山市 一般行政職)

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率	○	○	○	○
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

②退職手当（令和４年４月１日現在）

富山市			国		
支給率	自己都合	応募認定・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 退職手当の調整額 （0 円～65,000 円）×60 月 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）			その他の加算措置 退職手当の調整額 （0 円～95,400 円）×60 月 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		
（自己都合）（応募認定その他） 1人当たりの平均支給額 2,074 千円 18,702 千円			—		

（注） 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和４年４月１日現在）

地域手当支給実績（令和３年度決算）		361,541 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）		115,806 円	
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
富山市	3%	3,029 人	3%
医師・歯科医師	16%	8 人	16%

④特殊勤務手当の支給実績（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）				96,711 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）				67,725 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）				45.0%
手当の種類（手当数）				19 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和３年度決算)	左記職員に対する支給単価
市 税 等 賦 課・徴収手 当	納税課、市民税課、 資産税課、債権管理 対策課、税務事務所、 介護保険課、保険年 金課、地域福祉課に 勤務する職員 市税等以外の収入金 については全職員	(1)市税、国民健康保険料、介護 保険料又は後期高齢者医療保険 料（以下「市税等」という。）の 賦課調査業務で外勤したとき (2)市税等の督促、徴収、滞納処 分の業務で外勤したとき (3)市税等以外の収入金の督促、 徴収、滞納処分の業務で外勤した とき	1,060 千円	(1)日額 300 円 (2)日額 450 円 (3)日額 300 円
計量器検査 業務手当	消費生活センターに 勤務する職員	計量法の規定により、１トン以上 の計量器の検査業務に従事した とき	0 千円	日額 200 円
清掃業務手 当	環境センターに勤務 する職員	(1)清掃に係る指導・啓発等の業 務で外勤したとき (2)塵芥車によるごみ収集作業に 従事したとき (3)ごみ収集作業の指導、清掃補 助作業に従事したとき (4)一般廃棄物における最終処分 場における覆土作業に従事した とき	26,173 千円	(1)日額 200 円 (2)日額 900～1,500 円 (3)日額 300 円 (4)日額 900 円
深夜・早朝 勤務手当	地方卸売市場、消防 局に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一 部又は全部が深夜又は早朝にお いて行われる業務に従事したと き	18,821 千円	勤務１回当たり 410 円（深夜） 300 円（早朝） 500 円（冬期間の地方卸売 市場）
生 活 保 護 業務手当	生活支援課に勤務す る職員	生活保護業務で外勤したとき	465 千円	日額 300 円
行旅死病人 業務手当	生活支援課に勤務す る職員	(1)行旅病人の救護業務に従事し たとき (2)行旅死亡人の取扱業務に従事 したとき	15 千円	(1)１件当たり 1,000 円 (2)１件当たり 2,500 円
介護・保育 等業務手当	福祉政策課、まちな か総合ケアセンター 保育所、幼稚園、認 定こども園に勤務す る職員	介護員、保育士、児童指導員、幼 稚園教諭等が介護又は保育等の 業務に従事したとき	17,826 千円	日額 200 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
公衆衛生業務手当	保健所に勤務する職員 感染症防疫作業については、全職員	(1)感染症防疫作業に従事したとき (2)野犬の捕獲作業に従事したとき (3)結核患者及びその家族等に対する訪問指導の業務に従事したとき (4)新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	9,479 千円	(1)日額 300 円 (2)日額 430 円 (3)日額 200 円 (4)日額 3,000 円 ～4,000 円
危険物等取扱手当	環境保全課、保健所、営農サポートセンター、小学校、中学校に勤務する職員	(1)毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う業務に従事したとき (2)多量の農薬散布業務に従事したとき (3)危険物の貯蔵所を有する施設で、危険物を直接取り扱ったとき	477 千円	(1)日額 200 円 (2)日額 200 円 (3)日額 100 円
現場技術指導等手当	全職員	(1)作業環境が劣悪な箇所で行う工事監督、技術指導、検査若しくは調査の業務又は作業に従事したとき (2)冬期間において屋外で1時間以上工事監督、技術指導又はこれらに付随する調査の業務に従事したとき	85 千円	(1)日額 400 円 (2)日額 250 円
用地交渉等手当	全職員	事業に必要な土地の取得等又は事業の施行により生ずる損失の補償について、その権利者又は被補償者等と面接して交渉を行う業務に従事したとき	50 千円	日額 500 円～1,000 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
医療・保健 業務手当	主な支給対象業務 ・(1)～(6) 保健所、保健福祉セ ンターに勤務する職 員 ・(7)～(8)、(10) まちなか総合ケアセ ンターに勤務する職 員 ・(9) まちなか総合ケアセ ンター、保健所、保 健福祉センターに勤 務する職員	(1)臨床検査技師、薬剤師等が人の臓器、細菌、病原体の検査業務に従事したとき (2)臨床検査技師、薬剤師等が生体機能検査、血液若しくは体液の検査の業務に従事したとき (3)放射線技師が放射線を取り扱う業務に従事したとき (4)歯科衛生士が口腔内の処置を行ったとき (5)臨床心理士等が障害者の相談、指導等の業務に従事したとき (6)医師又は歯科医師が保健業務に従事したとき ア 保健所長 イ その他の医師 (7)医師又は歯科医師が医療業務に従事したとき ア 主幹 イ 医長 ウ その他の医師 (8)医師又は歯科医師(臨床研修指導医に限る。)が臨床研修医の指導業務に従事したとき (9)看護師等又は保健師が血液若しくは体液の採取又は尿若しくは便の処理を行ったとき (10)看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜において行う看護業務に従事したとき ア 7時間の勤務 イ 4時間以上7時間未満の勤務 ウ 2時間以上4時間未満の勤務 エ 2時間未満の勤務	5,821 千円	(1)勤務1回当たり 300 円 (2)勤務1回当たり 200 円 (3)勤務1回当たり 450 円 (4)日額 200 円 (5)日額 200 円 (6) ア 月額 60,000 円 イ 月額 45,000 円 (7) ア 月額 65,000 円 イ 月額 55,000 円 ウ 月額 50,000 円 (8)日額 1,000 円 (9)勤務1回 100 円 (10) ア 1回 7,300 円 イ 1回 3,550 円 ウ 1回 3,100 円 エ 1回 2,150 円
夜間診療等 業務手当	まちなか総合ケアセンターに勤務する職員	(1)医師(管理職手当の支給を受ける者を除く。)又は歯科医師(次号に該当する者を除く。)が正規の勤務時間外に救急診療等業務に従事するため自宅における待機を命ぜられたとき (2)医師又は歯科医師(アにあつては管理職手当の支給を受ける者に限り、イにあつては管理職手当の支給を受ける医師に限る。)が正規の勤務時間外に次の救急診療等業務に1時間以上従事したとき ア イ以外の救急診療等業務 イ 緊急かつ高度な救急救命の処置	186 千円	(1)1回あたり 800 円 (2) ア 1時間 1,500 円 イ 1時間 5,000 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
消防業務手当	消防局、消防署に勤務する職員	(1)火災消防等の作業に従事したとき (2)火災等の出動時に消防自動車等の運転、10メートル以上の高所作業、救急業務に従事したとき (3)救急救命士が救急救命業務に従事したとき (4)救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急救命業務に従事したとき (5)水難救護業務に従事したとき (6)消防艇の業務に従事したとき	12,628 千円	(1)1 回当たり 300 円 (2)1 回当たり 400 円 (3)1 回当たり 400 円 (4)1 回当たり 200 円 (5)1 回当たり 750 円 (6)日額 200 円
家畜保健衛生業務手当	農政企画課に勤務する職員	畜舎等の不衛生な場所で農業共済対象家畜を捕獲し押え込む業務又は家畜の血液若しくは体液に直接触れる業務のうち次の業務に従事したとき (1)獣医師が行う家畜の伝染病等の健診等の補助業務 (2)家畜の異動等の把握を行う業務	0 千円	(1)日額 300 円 (2)日額 300 円
ガラス造形指導業務手当	ガラス造形研究所に勤務する職員	ガラス造形の指導業務(実習を伴うものに限る。)に従事したとき	1,135 千円	日額 5,000 円
火葬業務手当	富山霊園に勤務する職員	火葬業務に従事したとき	911 千円	1 体当たり 500 円
特殊自動車等運転手当	管財課、行政サービスセンター、中核型地区センター、交通政策課、道路河川管理課、土木事務所、教育行政センターに勤務する職員	(1)除排雪のための車両の運転に従事したとき (2)大型自動車、一部の中型自動車又は大型特殊自動車の運転に従事したとき (3)路線バスの運転に従事したとき	225 千円	(1)日額 300 円 (2)日額 200 円 (3)日額 300 円
道路上作業手当	道路河川管理課、公園緑地課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業又は樹木の剪定若しくは植樹の作業に従事したとき	1,354 千円	日額 300 円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	921,372 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	340,996 円
支給実績（令和2年度決算）	802,586 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	299,249 円

(注) 1 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和３年度決算)	支給職員１人当たり平均支給額 (令和３年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500 円 (2)子 １人につき 10,000 円 ※満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 １人につき 5,200 円を加算 (3)その他の扶養親族 １人につき 6,500 円	異なる	※満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 １人につき 5,000 円を加算	283,184 千円	256,043 円
住居手当	借家等 ① 家賃 23,000 円以下の場合 手当額＝家賃－12,000 円 ② 家賃 23,000 円を超える場合 手当額＝11,000 円＋（家賃－23,000 円）/2 （最高限度額 28,000 円）	異なる	借家等 ①家賃 27,000 円以下の場合 家賃－16,000 円 ②家賃 27,000 円を超える場合 11,000 円＋（家賃－27,000 円）/2 （最高限度額 28,000 円）	155,119 千円	271,186 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度額 月 55,000 円） (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円～24,200 円	異なる	○国の制度 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ月 2,000 円～31,600 円	252,809 千円	89,680 円
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 117,100 円以内を支給	異なる	○国の制度 管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給	325,882 千円	742,328 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異なる	1 時間当たりの給与額の算定の総時間から休日及び年末年始の時間を減じている	189,327 千円	189,706 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			40,502 千円	98,544 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (令和3年度決算)
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 ・医師、歯科医師 採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 308,600 円) ・看護師 採用後5年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月 22,400 円)	異なる	看護師を支給対象としている	21,537 千円	2,692,050 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 4,400 円	同じ		66 千円	66,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 6,000 円～12,000 円 ・6時間超の場合 9,000 円～18,000 円 ②平日深夜 3,000 円～6,000 円	同じ		4,337 千円	96,367 円
寒冷地手当	寒冷地手当指定公署に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 17,800 円 (扶養親族有) 10,200 円 (扶養親族無) ・その他の職員 7,360 円	同じ		2,439 千円	64,171 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむをえない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円＋加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 8,000～70,000 円を加算	同じ		0 千円	0 円

(1 2) 特別職の報酬等の状況 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1, 075, 000 円		
	副市長	893, 000 円		
報 酬	議 長	715, 000 円		
	副議長	645, 000 円		
	議 員	600, 000 円		
期末手当	市 長	3. 25 月分		
	副市長			
	議 長			
	副議長			
	議 員			
退職手当	市 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職月数 × 50/100	25, 800, 000 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 33/100	14, 145, 120 円	任期毎

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年 = 4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和4年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

- (注) 1 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（病院、各種施設、消防等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。
- 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、同条例施行規則や富山市職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	令和3年度の取得状況				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
年次有給休暇	10日1時間	12日3時間	10日1時間	13日0時間	7日4時間
健康保持休暇	4日6時間	4日7時間	4日5時間	4日5時間	4日6時間
ボランティア休暇	—	—	—	—	—
子の看護休暇	277人	38人	80人	36人	4人
短期介護休暇	29人	4人	5人	6人	—
育児時間休暇	29人	3人	23人	1人	—
病 気 休 暇	109人	8人	31人	23人	13人
介 護 休 暇	—	—	—	1人	—
育 児 休 業	77人	6人	34人	2人	2人
配偶者同行休業	1人	—	—	—	—
部分休業（育児）	126人	11人	51人	12人	—
部分休業（修学）	—	—	—	—	—
部分休業（高齢者）	—	—	—	—	—

- (注) 1 年次有給休暇、健康保持休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇については、R3.1.1～R3.12.31における取得状況です。
- 2 年次有給休暇及び健康保持休暇については、平均取得日数です。
- 3 上記1以外の休暇等については、令和3年度において新たに取得した人数です。

休暇（休業）の内容（令和4年4月1日現在）

項 目	休暇（休業）期間等
年次有給休暇	20日（1年あたり）
健康保持休暇	5日以内（5／1～9／30）
ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）
子の看護休暇	5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）（1年あたり）
育 児 時 間	1日2回、1日を通じて90分以内
不妊治療休暇	12日以内（1年あたり）
病 気 休 暇	90日以内
介 護 休 暇	6月以内
育 児 休 業	子が3歳に達するまでの期間
自己啓発等休業	大学等における修学や国際貢献活動に参加する場合において、3年以内

配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年以内
部分休業（育児）	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内
部分休業（修学）	大学等において修学する場合に2年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度とする
部分休業（高齢者）	定年退職日から5年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度とする

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和3年度）

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
市長部局等	0人	33人	0人	0人	33人
上下水道局	0人	2人	0人	0人	2人
病 院	0人	9人	0人	0人	9人
教育委員会	0人	10人	0人	0人	10人
消 防 局	0人	6人	0人	0人	6人
合 計	0人	60人	0人	0人	60人

（注） 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

（2）懲戒処分の状況（令和3年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	1人	0人	0人	2人	3人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人
病 院	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	1人	0人	1人
消 防 局	0人	0人	2人	0人	2人
合 計	1人	0人	3人	2人	6人

（注） 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和3年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
710件	49件	381件	100件	66件
免除の事由（令和3年4月1日現在） ① 研修を受ける場合 ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ③ 地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はこれらの審理に出頭する場合 ④ 地方公務員法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合 ⑤ 地方公務員法第49条の2第1項の規定により、不利益処分に関する審査請求をし、又はその審理に出頭する場合 ⑥ 地方公務員法第55条第8項の規定により、適法な交渉を行う場合 ⑦ 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合 ⑧ 市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 ⑨ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 ⑩ 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合 ⑪ 上記①から⑩に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合				

（注） 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

令和3年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

許可基準	許可件数				
	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消 防 局
次に掲げる要件を具備した場合					
① その職員の職と当該営利企業又は報酬を得て従事する事業若しくは事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認める場合	28件	1件	180件	0件	12件
② 営利企業等に従事してもその職員の職務の遂行に支障がないと認める場合					
③ 上記①②に掲げるもののほか、法の精神に反しないと認める場合					

（注） 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他富山市職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上記の許可の基準を満たしている場合に例外的に許可を受けることができます。

6 職員の研修の状況

富山市では、職員の説明能力や市民対応能力をはじめとして、政策形成能力や政策法務能力、さらには、専門能力、管理能力の向上を目指し、体系に基づいた職員研修を実施しています。

〈令和4年度職員研修体系図〉

(令和4年4月1日現在)

自主研修		自主研修グループ助成 職員自主研修助成 通信教育助成・放送大学受講助成	
職場研修及び部局研修		人材育成担当者会議 新規採用職員ジョブトレーナー制 新規採用職員指導者研修 新規採用職員の指導役職員 OJTマニュアルの配布 窓口サービス向上研修 係長級～ 接遇マニュアルの配布 公務員倫理を考える（事例Q&A集）の配布 受講レポートによる上司への研修報告 出前研修・研修用器材、eラーニング教材やDVDの貸し出し等職場研修支援	
研修所研修	階層別 基本研修	新規採用職員研修【採用年度前期・後期】 一般職員第Ⅰ部研修【上級3年目・中級5年目・初級7年目】 一般職員第Ⅱ部研修【上級6年目・中級8年目・初級10年目】 一般職員第Ⅲ部研修【上級9年目・中級11年目・初級13年目】 一般職員第Ⅳ部研修【上級12年目・中級14年目・初級16年目】 現業中堅職員研修【採用後概ね9年目の現業職員】 現業監督者研修【業務主任の職に就いた職員】 新任主査研修【係長相当職に就いた職員】 新任係長研修【係長職に就いた職員】 現任係長研修【係長職3年目の職員】 新任課長代理研修【課長代理職に就いた職員】 新任主幹研修【課長相当職に就いた職員】 新任所属長研修【課長職に就いた職員】 現任課長研修【課長職3年目の職員】	
	特別研修	政策関係能力 まちづくり政策提案研修 ～係長級 政策法務研修 ～係長級 財務分析力強化研修（旧：財務諸表研修） ～係長級 データ活用リテラシー研修 ～係長級 デジタル人材育成研修 ～係長級 人材育成特別研修 ～係長級 政策情報共有研修 ～係長級 対人関係能力 所属長（2年目以降）及び部次長 プレゼンテーション研修 ～係長級 クレーム対応力強化研修 ～係長級 コミュニケーション研修 ～係長級 “伝わる”情報発信力強化研修 全職員 読み手を“動かす”資料作成研修 ～係長級 “伝わる”話し方強化研修 係長級～課長代理級 “伝わる”PRビフォーアフター 全職員 組織関係能力 新規採用職員指導者研修【再掲】 新規採用職員の指導役職員 考課者研修 所属長等 セルフモチベーション向上研修 ～係長級 キャリアデザイン研修 ～主任 仕事と家庭生活の両立支援セミナー ～係長級 ワーク・ライフ・バランス講演会 係長～所属長等 窓口サービス向上研修【再掲】 ～係長級 基本能力・資質 公務員倫理・コンプライアンス研修 部長及び部次長等 実務英語能力等向上研修 全職員 法制執務研修 ～係長級 財務事務研修 全職員 話し方 司会・進行(MC)スキル向上研修 全職員 人権啓発研修 全職員 安全運転研修 全職員 協働推進講座 全職員 職員特別セミナー 全職員	
派遣研修		研修専門機関 自治大学校 係長級～ 市町村職員中央研修所 全職員 全国市町村国際文化研修所 全職員 全国建設研修センター 全職員 富山県市町村職員研修機構 全職員 庁内講師養成研修(公務人材開発協会等) 全職員 長期派遣研修 中央省庁等 ～主任 民間企業等 ～課長代理級 富山県首都圏本部 ～主任	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断等の厚生事業を実施しており、令和3年度の実施状況は次のとおりです。

○主な健康診断実施状況

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員（会計年度任用職員含む）	4,785 人
ストレスチェック検査	全職員（会計年度任用職員含む）	5,146 人
特殊健康診断	放射線業務従事者、有機溶剤取扱従事者、 予防接種従事者、給食調理員 等	1,086 人
情報機器作業健康診断	情報機器作業従事職員	612 人

令和3年度決算額 31,021 千円

(2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的とした福利厚生事業を行っており、令和3年度の実施状況は次のとおりです。

- 1 実施団体 富山市職員福利厚生会
- 2 令和3年度決算額 37,917,022 円（公費負担率 11.6%）
- 3 会員1人当たりの公費補助額 1,085 円
- 4 市等交付金 給料の 0.3/1,000
- 5 会員掛金 給料の 1.8/1,000
- 6 主な事業

①福利厚生事業・・・会員掛金及び市交付金等で運営

ア.福利事業

事業名称	内容	実績等
宿泊施設利用助成	契約宿泊施設の利用助成	255 人
クラブ助成	クラブの運営等に必要な経費の一部助成	19クラブ
チケット助成	コンサート、演劇等の公演チケット斡旋	32 公演

イ.貸付事業

会員に対して、住宅取得や修繕・冠婚葬祭費用・学費やその他必要な資金を貸付

令和3年度貸付件数及び貸付額 7 件 6,100,000 円

②給付事業・・・会員掛金のみで運営

事業名称	事業概要及び対象者	内容	実績等
出産祝金	会員及びその配偶者が出産したとき	23,000 円	175 件
結婚祝金	会員が結婚したとき	67,000 円	108 件
入学・卒業祝金	会員の子どもが小学校・中学校に入学及び中学校を卒業したとき	入学 15,000 円 卒業 15,000 円	435 件
弔慰金	会員又は会員の親族が死亡したとき	配偶者 50,000 円 実父母、養父母、同居の配偶者の父母 10,000 円 子 20,000 円 会員 20,000 円	58 件
退会金	会員が退会したとき	平成 17 年 4 月 1 日以降の会員 年数×1,000 円	152 件

(3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

○共済組合の事業

共済組合には、法令に基づき、負担金として、令和 3 年度負担金 4,859,263,999 円支出しています。

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産などに対して必要な給付を行うもの。 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。 福祉事業・・・・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行うもの。

(4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和 3 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種類	内容等	補償の状況（金額単位：千円）							
		市長部局等		教育委員会		消防局		上下水道局	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	54	1,770	9	296	3	141	1	128
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0	0	0	0	1	2,132	0	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,914	1	1,360	1	1,770	0	0
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員及び遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0	0	0	0	0	0	0	0
計		57	8,684	10	1,656	5	4,043	1	128

8 職員の競争試験の状況

(1) 採用試験の実施結果

令和4年4月1日採用

試験区分		採用 予 定 数 (A)	申 込 者 数 (B)	申 込 倍 率 (B/A)	第1次試験				第2次試験			最終競争 倍 率 (C/F)	女 性 合格者数 (G)	女 性 合格者比率 (G/F)	試験日
					受験者数 (C)	受 験 率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受 験 率 (E/D)	合格者数 (F)				
上 級	行 政	人 15	人 144	倍 9.6	人 102	% 70.8	人 21	倍 4.9	人 20	% 95.2	人 20	倍 5.1	人 12	% 60.0	(第1次) 令和3年6月19日 令和3年6月20日 令和3年7月19日 令和3年7月20日 令和3年7月21日 令和3年7月23日 令和3年7月27日 令和3年7月28日 (第2次) 令和3年8月4日 令和3年8月12日 令和3年8月17日 令和3年8月20日 令和3年8月23日 令和3年8月24日
	行 政 (社会福祉士)	2	5	2.5	5	100.0	3	1.7	3	100.0	3	1.7	3	100.0	
	行 政 (社会人経験者等)	2	52	26.0	47	90.4	1	47.0	1	100.0	1	47.0	0	-	
	行 政 (UIJ ターン枠)	2	17	8.5	17	100.0	2	8.5	1	50.0	1	17.0	0	-	
	行 政 (氷河期世代対象枠)	若 干 名	13	-	11	84.6	0	-	-	-	-	-	-	-	
	土 木	10	11	1.1	6	54.5	2	3.0	2	100.0	2	3.0	0	-	
	土 木 (社会人経験者等)	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	土 木 (UIJ ターン枠)	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	土 木 (氷河期世代対象枠)	若 干 名	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 築	1	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	
	建 築 (社会人経験者等)	1	3	3.0	3	100.0	1	3.0	1	100.0	1	3.0	0	-	
	建 築 (氷河期世代対象枠)	若 干 名	1	-	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	
	電 気	1	2	2.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	1	2.0	0	-	
	機 械	2	5	2.5	3	60.0	1	3.0	1	100.0	1	3.0	0	-	
	獣 医 師	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 級	学 芸 員 (歴史学)	1	9	9.0	7	77.8	3	2.3	3	100.0	1	7.0	0	-	
	薬 剤 師	6	2	0.3	2	100.0	2	1.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	
	消 防	4	27	6.8	25	92.6	10	2.5	7	70.0	7	3.6	0	-	

試験区分		採 用 予定数 (A)	申 込 者 数 (B)	申 込 倍 率 (B/A)	第 1 次試験				第 2 次試験			最終競争	女 性	女 性	試験 日
					受験者数 (C)	受 験 率 (C/B)	合格者数 (D)	競争倍率 (C/D)	受験者数 (E)	受 験 率 (E/D)	合格者数 (F)	倍 率	合格者数	合格者比率	
												(C/F)	(G)	(G/F)	
中 級	設 備 (機 械)	人 1	人 0	倍 -	人 -	% -	人 -	倍 -	人 -	% -	人 -	倍 -	人 -	% -	(第1次) 令和3年9月18日 令和3年9月19日 令和3年9月26日 令和3年10月22日 令和3年10月26日 (第2次) 令和3年10月27日 令和3年10月29日 令和3年11月16日 令和3年11月17日 ※は上級と同じ 試験日に実施
	保育士	19	31	1.6	27	87.1	24	1.1	23	95.8	21	1.3	20	95.2	
	保育士(任期付)	11	1	0.1	1	100.0	1	1.0	-	-	-	1.0	1	100.0	
	保 健 師 ※	3	9	3.0	8	88.9	5	1.6	4	80.0	4	2.0	4	100.0	
	助 産 師 ※	1	2	2.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	
	看 護 師 ※	19	21	1.1	21	100.0	21	1.0	21	100.0	17	1.2	17	100.0	
	臨床検査技師	1	5	5.0	2	40.0	2	1.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	
初 級	一般事務	2	16	8.0	13	81.3	4	3.3	3	75.0	3	4.3	3	100.0	
	消防	2	34	17.0	29	85.3	7	4.1	7	100.0	6	4.8	0	-	
労 務	清掃業務職員	2	13	6.5	12	92.3	3	4.0	3	100.0	3	4.0	0	-	
	工 手	1	9	9.0	8	88.9	2	4.0	2	100.0	1	8.0	0	-	
	水 道 工 手	1	5	5.0	5	100.0	2	2.5	2	100.0	1	5.0	0	-	
	調 理 員	3	11	3.7	8	72.7	4	2.0	4	100.0	4	2.0	4	100.0	

(2) 主な職種の受験資格

令和4年4月1日採用

試験区分		受 験 資 格
上 級	行 政	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	行 政 (社会福祉士)	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人又は令和3年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	行 政 (社会人経験者枠)	昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、職務経験を5年以上（令和3年5月20日現在）有する人
	行 政 (UIJターン枠)	次の全てに該当する者 ア 令和3年5月20日現在で富山県外に在住の者 イ 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、職務経験を5年以上（令和3年5月20日現在）有する人
	行 政 (氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ① 令和3年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 ② 令和3年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
	土 木	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	土 木 (社会人経験者等枠)	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの有資格者 ①技術士（建設部門又は上下水道部門） ②技術士補（建設部門又は上下水道部門） ③土木施工管理技士（1級） ④土木施工管理技士（2級）
	土 木 (UIJターン枠)	次の全てに該当する者 ア 令和3年5月20日現在で富山県外に在住の者 イ 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの有資格者 ①技術士（建設部門又は上下水道部門） ②技術士補（建設部門又は上下水道部門） ③土木施工管理技士（1級） ④土木施工管理技士（2級）
	土 木 (氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ① 令和3年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 ② 令和3年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
	建 築	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	建 築 (社会人経験者等枠)	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、1級建築士又は2級建築士の資格を有する人
	建 築 (氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ① 令和3年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 ② 令和3年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
	電 気	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	機 械	
	獣 医 師	昭和57年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた方で、獣医師免許を有する者又は令和3年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	学 芸 員 (歴史学)	昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、次のすべての要件に該当する人 (1)学校教育法に基づく大学（修業年限が4年のものに限る。）若しくはこれと同等と認められる学校において歴史学又はこれに関係の深い科目を履修し卒業した人又は令和4年3月末までに卒業見込みの人 (2)博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する人又は令和4年3月末までに取得見込みの人

試験区分		受 験 資 格
上級	薬 剤 師	昭和５７年４月２日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人又は令和３年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	消 防	平成８年４月２日から平成１２年４月１日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人 (１) 身 長 男性はおおむね160cm以上、女性はおおむね155cm以上であること (２) 体 重 身長に比べ適当であること (３) 視 力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること (４) 色 覚 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること (５) 聴 力 左右正常であること (６) その他 職務遂行上身体に支障がないこと
中級	設 備 (機 械)	平成１２年４月２日から平成１４年４月１日までに生まれた人
	保 育 士	平成４年４月２日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人又は令和４年３月までに当該資格を取得する見込みの人
	保 育 士 (任 期 付)	以下の(１)(２)の要件をすべて満たす人 (１) 昭和３９年４月２日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人 (２) 保育所（児童福祉法第３９条に規定する施設）又は幼稚園（学校教育法第１条に規定する幼稚園）、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する施設)における実務経験を通算で２年以上有する人
	保 健 師	平成４年４月２日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は令和３年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	助 産 師	昭和５７年４月２日以降に生まれた人で、助産師の免許を有する人又は令和３年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	看 護 師	昭和５７年４月２日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人又は令和３年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	臨床検査技師	平成４年４月２日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人又は令和３年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
初級	一 般 事 務	平成１２年４月２日から平成１６年４月１日までに生まれた人
	消 防	平成１２年４月２日から平成１６年４月１日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人 (１) 身 長 男性はおおむね160cm以上、女性はおおむね155cm以上であること (２) 体 重 身長に比べ適当であること (３) 視 力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること (４) 色 覚 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること (５) 聴 力 左右正常であること (６) その他 職務遂行上身体に支障がないこと
労務	清掃業務職員	昭和５７年４月２日から平成１６年４月１日まで生まれた人で、普通自動車運転免許を有する人（令和４年３月３１日までに取得する見込みの人を含む）
	工 手	
	水 道 工 手	
	調 理 員	昭和５７年４月２日から平成１６年４月１日まで生まれた人

9 勤務条件に関する措置の状況

令和3年度において、措置要求事案はありません。

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和3年度において、不服申立て事案はありません。